

P T A 会則



伊丹市立瑞穂小学校 P T A

第1章 総則

[名称及び事務所]

第1条 本会は伊丹市立瑞穂小学校保護者と教師の会（以下「PTA」という）
と言い事務所を同校内に置く。

第2条 本会は瑞穂小学校に在籍する児童の家庭と学校とが一体となって児童及び会員の福祉増進並びに心身の向上を図ると共に民主教育に協力する事を目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために次の各項の実行に努める。但し教育権確立のため学校管理に干渉せず、又宗教及び政治活動も行わない。

1. 会誌、その他の発行。
2. 学校、設備の充実と改善を図る。
3. 学校と家庭と社会の緊密な連携を図り、よりよい教育的環境の向上に努める。
4. 会員相互の融和と学習を盛んにし、よりよい保護者、よりよい教職員となるよう努める。
5. その他前条の目的達成のために必要な事項。

第2章 会員

[組織]

第4条 本会の会員になることのできるものは、学校に在籍する児童の保護者と校長及び教職員とする。保護者は本校に児童が入学又は転入した日をもって入会し、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に着任した日をもって入会し、教職員が退職した日又は本校から離任した日に退会する。

2. 会員はすべて所定の会費を納めて、第2条の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。
3. 保護者については児童が属する世帯を、教職員については個人を単位として、一世帯又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一世帯内に複数の児童が属する場合、その世帯は一会員として取り扱う。
4. 加入退会は自由である。但し、入会を希望しない場合は、入会事由が発生した日から一週間以内に書面にて入会辞退届を当会に提出しなければなら

ない。会員が退会を希望する場合は、書面にて退会届を会長に提出し、承諾を得なければならない。入会辞退、退会の承諾日をもって PTA 事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を喪失する。退会の場合、既納の会費は返還しない。

5. やむを得ない事由により PTA 活動ができず休会を希望する場合は、書面にて休会届を会長に提出し、承諾を得なければならない。但し、休会期間は事由発生日から事由消滅日までとする。また、会計年度を超えて休会する場合は、改めて書面にて休会届を会長に提出し、承諾を得なければならない。休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会費は支払うこととする。

第3章 機関

[会議]

第5条 本会は次の各種会議をもつ。

1. 総会
2. 委員総会
3. 運営委員会
4. 部会
5. 学年会
6. 役員会（会計監査を除く）

[総会]

第6条 通常総会は会の最高議決機関で毎年一回、年度始めに開催する。

但し、会員の3分の1以上要請がある時は委員総会の承認を経て臨時総会を開かねばならない。

2. 総会は、会長が招集する。

第7条 次の事項は通常総会に報告し承認を経なければならない。

1. 前年度の事業並びに収支決算。
2. 本年度の事業計画並びに予算。
3. 会則の改廃。
4. 会費の変更。
5. 役員承認。
6. その他必要な事項。

第8条 総会の定足数は会員の3分の1以上（委任状を含む）とし、議決は出席会員の多数決による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

議長は総会の席において、その都度選出する。

[委員総会]

第9条 委員総会は総会に次ぐ議決機関で緊急を要する場合又はやむを得ない事情で総会招集不可能と運営委員会が認めた時に限り総会に代わって議決することが出来る。

2. 委員総会は、必要に応じて会長が招集する。

第10条 委員総会の定足数は委員の2分の1以上（委任状を含む）とし、議決は出席会員の多数決による。可否同数の場合は議長がこれを決定する。議長は総会の席において、その都度選出する。

[運営委員会]

第11条 運営委員会は企画機関で次の任務を行う。

1. 第3条に定められた活動並びに総会決議による、事業計画の企画。
2. 委員総会での審議を円滑にするため原案の作成準備。
3. 緊急を要する事項に限り委員総会に代わって処理する。

第12条 運営委員会は会長・副会長・書記・会計・部長・地区長・学年長をもって構成し、成立は第10条委員総会と同じとする。

但し、地区長、学年長、部長に事故ある時は所属の代理が出席の上、発言及び議決することが出来る。

[部 会]

第13条 本会は第3条目的達成のために次の各部を設ける。

1. ふれあい部
2. 愛護部
3. 厚生部
4. 学年学級部(広報部、教養部を含む)
5. その他必要な部

第14条 各部会は委員の分担により構成され、部毎にその部が必要と認めた時に部長・学年長が招集し運営委員会に対し事業の立案計画を決定する。

[役員会]

第15条 役員会は会長・副会長・書記・会計をもって構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

第4章 役員・委員

[役 員]

第16条 本会は次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長若干名
3. 書記若干名
4. 会計2名
5. 会計監査2名
6. 顧問若干名

[委員]

第17条 本会は次の委員を置く。

1. 運営に必要と認めた人員。

[役員の仕事]

第18条 役員は次の仕事を遂行する。

1. 会長は本会を代表し総会・委員総会・運営委員会・役員会を招集し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代理する。
3. 書記はすべての会合の案内、会場の準備、活動状況の記録及びその保管に当たる。
4. 会計は本会の会計事務を処理し、会計帳簿の作成・保管に当たる。
5. 会計監査員は財務書類を年2回監査し通常総会において監査報告する。
6. 顧問は会の運営等要請により随時会議に出席し助言する。

[委員の仕事]

第19条 委員は次の仕事を遂行する。

1. 委員は委員総会・運営委員会・部会に出席して議案を審議する。
2. 地区選出委員は第13条に定める学年学級部を除くいずれかの部に所属し、業務分担して部会を組織する。

[役員・委員任期]

第20条 役員・委員の任期は主任した日より次年度通常総会までとし再任を妨げない。但し欠員補充によって就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

[役員・委員の選出]

第21条 役員・委員の選出は、「選挙細則」による。

第5章 会計

第22条 本会の経費は会費・寄付金及び事業収益金等をもってこれに当てる。

第23条 会費は、児童及び教職員一人につき毎月250円とする。但し、やむを得ない事情と認めた時は減免することが出来る。

2. 会費の徴収は、本校と委任契約を交わし、学校徴収金と併せて金融機関から引き落とす方法による。

第24条 会費以外に費用を徴収する時は総会の決議を得なければいけない。但し、全家庭の投票によりその3分の2以上の賛成をもって総会決議にかえることが出来る。

第25条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末日とする。

2. 決算において余剰金が生じた場合は、次年度に繰り越すものとする。

3. 当該年度の予算が成立するまでの間は、前年度予算に準じて収支を行うものとする。

第6章 附 則

第26条

1. 本会運営に必要と認めた時は、会則に反しない限り、委員総会の決議を得て細則を作成、又は改廃することが出来る。但し次期通常総会で報告しなければならない。

2. 本会の慶弔は別に細則を定める。

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

第28条 本会則は第7条・第8条の定めにより、総会の議決がなければ改廃出来ない。

第29条 本会則について疑義が生じた場合は運営委員会の解決に従う。但し、委員総会の初認を要する。

第30条 伊丹市PTA連合会代議員役員より選出する。

附則 本会則は昭和51年5月15日より一部改訂実施する。

本会則は平成 4年5月10日より一部改訂実施する。

本会則は平成 9年5月10日より一部改訂実施する。

本会則は平成11年5月 1日より一部改訂実施する。

本会則は平成15年2月27日より一部改訂実施する。
本会則は平成20年5月9日より一部改訂実施する。
本会則は平成21年5月13日より一部改訂実施する。
本会則は平成27年5月8日より一部改訂実施する。
本会則は平成30年5月11日より一部改訂実施する。
本会則は令和5年1月28日より一部改訂実施する。

伊丹市立瑞穂小学校PTA慶弔細則

第1条 会長は運営委員会にはかりPTAの向上発展に特に功績があった会員を表彰することが出来る。

第2条 会長は次に掲げる場合には運営委員会の定めるところにより、会員に対し慶弔慰金を贈ることが出来る。

(1) 慶事の時

お祝い金、金5,000円を贈る。

本校教師の結婚・出産を対象とする。

(2) 死亡した時

供花又は香典、金5,000円を贈る。

但し、供花はしきびを原則とし、花輪等と比較して低廉なものにする。

弔電は「伊丹市立瑞穂小学校PTA・〇年〇組 保護者一同」と連名で打つ。

対象となる範囲は以下のとおりとする。

供花又は香典、弔電の両方を贈る場合

- ・本校就学児童
- ・本校就学児童の両親
- ・本校教師
- ・本校教師の配偶者

弔電のみ贈る場合

- ・本校教師の両親、義理の両親
- ・本校教師の子ども
- ・本校就学児童以外のきょうだい

乳幼児・私立小学校在籍のきょうだい・中学生以上のきょうだい

(3) 会員が不時の災害を受けた時、上記各号に準じて会長が査定して見舞いを贈る。

(4) この規定に定める他、会長が必要と認めた場合は、この規定に準ずる範囲内で慶弔金を贈ることが出来る。

第3条 慶弔の事実を会長に申し出、会長は運営委員会に報告する。

第4条 本会慶弔規定は昭和53年9月1日より一部改訂実施する。

本会則は平成4年5月10日より一部改訂実施する。

本会則は平成15年4月11日より一部改訂実施する。

伊丹市立瑞穂小学校PTA選挙細則

第1章 総則

第1条 瑞穂小学校PTA会則第21条の定めにより、役員、委員の選出規定を次の通りとする。

第2章 会長・副会長

第2条 会長・副会長の選出は選考委員会（運営委員中より組織する）が全会員中より推薦候補者（自薦も含む）の名簿を作成し、これによって学校側、各地区の条件等を慎重審議選考の上、それぞれ本人の承諾を得て委員総会に計り、総会に報告し承諾を得る。

第3章 書記・会計・会計監査員

第3条 書記・会計・会計監査員は、会長・副会長・学校側と協議考慮の上、会員中よりその予定者を委嘱し、総会に報告し承認を得る。

第4章 地区委員

第4条 地区委員の選出はPTA会則第13条の部会を構成するため、各地区の情勢を勘案し、それぞれ定員を定め選出する。

第5条 地区長は各地区委員中より1名ずつ互選によって決定する。

第6条 各部長は部員の互選によって決定する。

第5章 学年・学級委員

第7条 学級委員の選出は次による。

1. 学級委員は各学級ごとに若干名を選出する。
但し互選によることの出来ない時は若干名連記で選挙によって選出する。
2. 選挙による選出の時、同一会員が二つ以上の学級で当選した場合は高学年の学級当選を優先し他の学級の当選はこの資格を失う。
3. 2項の会員が生じた学級は次点の繰り上げ当選とする。

第8条 学年学級部は各学年で選出された学級委員で学年ごとに構成し、学年長は委員の互選によって選出する。

第9条 委員の任期は1年とし再任は妨げない。但し委員に欠員が生じた時は学年、学級ごとに後任を選出し、運営委員会に報告する。後任に選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6章 附 則

第10条 役員に欠員が生じた時は運営委員会の協議を経て選任補充する。
但し次期総会にて報告しなければならない。

第11条 本細則の改廃は会則第26条の定による。

第12条 本細則は昭和51年5月15日より実施する。
本細則は平成10年5月16日より一部改訂実施する。
本細則は平成11年5月 1日より一部改訂実施する。
本細則は平成20年5月 9日より一部改訂実施する。
本会則は令和5年1月28日より一部改訂実施する。